

委員長（藤末健三君） ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、宇都隆史君及び谷合正明君が委員を辞任され、その補欠として磯崎仁彦君及び石川博宗君が選任されました。

委員長（藤末健三君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案外一案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣参事官奈良俊哉君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（藤末健三君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（藤末健三君） 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案外一案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長齋藤次郎君外四名を参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんで

しょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（藤末健三君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（藤末健三君） 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案及び郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

吉川沙織君 民主党の吉川沙織です。

本日の委員会に当たり、三党発議者、参議院総務委員会を構成する全会派の理事、委員、関係する全ての皆様に対しまして、若輩者ではございますが、与党筆頭理事として心より感謝と敬意を表し、採決の前の質疑とさせていただきます。

今回の改正で利用者である国民の利便性は高まることになると考えますが、事業の側面からお伺いいたします。

平成十九年十月の民営化に伴い、日本郵政公社は五分社化されました。現行民営化の問題点として、現場においては一つの同舎の中に郵便局株式会社、郵便局長、郵便事業株式会社の支店長と会社ごとにトップが置かれ、また管理・共通部門も

会社ごとに置かれるなど、事業運営にとっては、追加費用負担を強いられることにより経営を圧迫していると言えらると思えます。

健全な事業運営を監督する総務省としていわゆる分割ロスについて試算をしているのか否か、また、試算をしているのであればそれはどの程度になるとしているか、総務大臣に伺います。

国務大臣（川端達夫君） 委員御指摘のように、二重にいろいろ組織がかぶっているということで、一定の前提に基づいて、分割ロスといいますが、統合されることによって効果が出るという意味での試算は行っておりません。

例えば、郵便事業株式会社の支店長が約一千二百名、郵便局長がまたそれぞれにおられるということとでのそういう重複、あるいは窓口要員、ゆうゆう窓口と郵便局の郵便窓口の重複整理、郵便事業支社長と郵便局支社長の整理等々の、統合に伴って当然に整理されるもの、それからもう一つは経営努力により効果が発現するもの、例えば共通部門の重複解消によるコスト削減努力等を勘案いたしまして、両社の合併は年度ベースで約五百二十億円程度の統合効果があるというふうに試算をしております。

吉川沙織君 郵政公社から民営・分社化、改正案成立後の新組織において、今も御答弁ございましたけれども、今後のコスト構造やその総額がど

のように変化するかを具体的に把握し検証していくことが経営改善に向けて必要だと思いますので、どうぞよろしく願います。

さて、今回の改正案に対しては内外から多くの意見、特に金融一社の全株処分期限がなくなることに関連して、政府の間接出資が永久に残り、ゆづちよ銀行とかんほ生命は暗黙の政府保証を受けることになり、限度額引上げや新規業務は一切認めるべきではないとの声もございます。

一方で、平成二十年二月二十二日、田中直毅委員長の郵政民営化委員会の意見では、「いわゆる「暗黙の政府保証」が残存するというパーセプションは、預金者・加入者等の誤解に基づくものである。」とされているとございますが、金融二社に關しいわゆる暗黙の政府保証なるものがあるのか否か、郵政改革担当副大臣にお伺いいたします。

副大臣（中塚一宏君） いわゆる暗黙の政府保証は存在いたしません。

吉川沙織君 金融二社を含めた日本郵政グループ各社は、公益性、地域性の発揮はもちろん、株式会社としてユニバーサルサービスを提供するための収益力を確保していかなければならないと思います。そのためには、改正後の郵政民営化法が、誤解や先入観に左右されず、あくまでも定められた規定の趣旨に即して運用されることが必要不可

欠であると考えます。また、政府において、いわゆる暗黙の政府保証は存在しないということを確認し、正しい理解を得る努力を続けられることを期待しております。

続いて、組織の活力の観点からお伺いいたします。

郵便事業株式会社は、経営改善の一環として平成二十四年度の新卒採用を残念ながら見送っております。雇用の社会的責任も負う郵政グループとしては苦渋の選択であったものと推察いたしますが、組織の健全性と継続性を考えた場合、本来は毎年計画的に採用することが必要であり、これがゆがんだ場合には組織の停滞を招く要因の一つとなると思います。

また、日本郵政グループは、この十年間においても、郵政事業庁、日本郵政公社、日本郵政グループと、組織の根幹の変更が立て続けに行われてまいりました。さらに、平成二十二年四月三十日に郵政改革関連法案が国会に提出されて以来、今日に至るまで約二年が経過しております。

本所で働く社員等の皆さんはこれら国会の動き等を知る機会もあると思いますが、現場第一線で働く社員等については、今後の職場や事業に対する不安が大きく、モチベーションが低下しているものと考えます。事業を支える上で現場第一線で働く社員等の皆さんは財産であり、個々のモチベ

ーションが結果として会社の活力となると思いますが。

郵政事業を現場で支える社員等のモチベーションの向上策について、社長の見解をお伺いいたします。

参考人（齋藤次郎君） 先生御指摘のとおり、社員のモチベーションは経営にとって極めて重要なことと考えております。

今回の法律によりまして経営形態等が定まりましたので、グループの将来ビジョンを描きやすくなったことによりまして経営方針や営業戦略がより具体化し、社員にとって仕事をしやすい環境を整えることが可能になると考えております。

また、公務員時代から継続しております人事給与体系を頑張った社員が報われる体系に改めていくことや、現場の意見を積極的に取り入れた事業展開を目指して頑張っていききたいと考えております。

吉川沙織君 齋藤社長は、本法案の質疑の衆議院とそれから参議院それぞれ委員会の答弁において、現行郵政民営化の弊害の一つとして指揮命令系統が複雑化することによる混乱や意思決定の遅れというものを挙げておられますが、これは分社化に伴う調整の複雑化が大きな原因であること認識しております。

利用者ニーズの把握においても、また業務運営

においても、全て現場感、スピード感が求められます。事業を行っていく上で、本社、支社といった管理部門は現場感覚に立った迅速な意思決定、また現場ではスピード感ある業務処理が求められます。

このような観点から、今後の事業運営に当たって、この現場感、スピード感をどのように実現していくのか、社長の見解をお願いします。

参考人（齋藤次郎君） 今回の会社統合によりまして、分社化の弊害とされております組織、人事の非効率、指揮命令系統の複雑化による会社間調整の発生、意思決定の遅れ等につきまして、早期の解消が可能となります。したがって、事業運営における現場を大事にする感覚、スピードを大事にする感覚の実現につながるものという具合に考えております。

吉川沙織君 改正後、事業運営の在り方、それから現場で働く皆さん、そして国民の利便性が高まることは本当に大事なことであると思えます。

平成十九年十月に民営化された際も、また、約二年前の平成二十二年四月に郵政改革関連法案が国会に提出されて以降も、郵政事業は政治、政局に翻弄され続けてきたと言えます。

私自身は、前身在が公社でありました日本電信電話株式会社の元社員でございます。民営化されて随分たった後の入社でございますので、事業環境

が厳しい中、効率性を求められる株式会社の社員として勤務してまいりましたが、公益性、公という部分についても考える機会ももちろんございました。

官と公と民、それぞれにそれぞれの役割があると考えますが、ユニバーサルサービスを義務付けられる公の役割を持つ郵政事業等においては、政治の情勢にその事業動向が左右されることは極力避けるべきであると考えます。

本改正案成立により、利用者である国民の利便性が高まること、そして現場に働く社員等のモチベーションが高まることでより良い事業運営、事業環境が実現することを切に願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。